

妊婦のための支援給付交付金のご案内

母子健康手帳の交付時 (1回目の給付)

妊娠届出1回につき5万円(多胎の場合でも5万円)

こんにちは赤ちゃん訪問時 (2回目の給付)

胎児の数×5万円



※ 指定した口座に現金を振込みます。

※ 他の自治体で同事業による給付を受けた方は対象外です。

※ 流産・死産等の場合でも、医師の証明書等により対象となる場合があります。

妊娠期

妊娠届出時

- 保健師または助産師が妊婦と面談します。
- 「妊婦のための支援給付交付金」(1回目)申請を受け付けます。
- ・ 届出時に「妊婦給付認定申請書」と「妊婦さんへのアンケート」の用紙に記入していただきます。
- ・ 振込先口座書類(キャッシュカード又は通帳)・本人確認書類(マイNoカード又は運転免許証)の写しが必要です。
- ※ 妊婦以外の方が窓口にお越しの場合は、後日、妊婦との面談の機会を設けます。

約1か月後

- 交付金を指定口座に振込みます。

出産後

出生届出時

- 「新生児出生連絡票」を提出してください。
- 「新生児出生連絡票」に記入された電話番号へ、保健師又は助産師等から、こんにちは赤ちゃん訪問の日程についてご連絡いたします。

出生届出から 週間後

- 数 ○ こんにちは赤ちゃん訪問時に「妊婦のための支援給付交付金」(2回目)の申請を受け付けます。
- ・ 訪問時に「胎児の数の届出書」と「産婦さんへのアンケート」の用紙に記入していただきます。

約1ヶ月後

- 交付金を指定口座に振込みます。

★ お問い合わせ先

〒966-8601

喜多方市字御清水東7244番地2

喜多方市 保健福祉部 社会福祉課 子ども家庭総合支援班(こども家庭センター)

☎ 0241-23-5028

